

チクングニア熱の四類感染症への追加について

○第8回部会(平成22年10月1日開催)

チクングニア熱※¹について、危機管理の観点より、感染症法に基づき「四類感染症」に位置付けること※²について、審議し、了承。

※1：蚊が媒介して感染するウイルス性の疾患であり、近年、東南アジア地域では感染が拡大。国内での本病発生には至っていないが、本病の媒介蚊は国内の多くの地域に分布。

※2：患者の発生状況の把握、必要に応じて媒介動物対策等を講じることが可能
また、同時に、検疫法施行令を改正し、本病を「検疫感染症」に位置付け
→水際において医師による診察及び病原体の検査を行うとともに、患者等を見つけた場合には媒介動物対策等を講じることが可能。

○政令改正

政令改正により、チクングニア熱を感染症法に位置付け

〔公布年月日〕 平成23年1月14日

〔施行年月日〕 平成23年2月 1日

○施行後の状況

平成23年2月1日以降、9月30日までのチクングニア熱の患者報告者数は、5人。
発症前の渡航歴によれば、いずれの患者も、国内感染が疑われるものではない。

〔参考〕 報告年月等：平成23年2月 3人（渡航先：インドネシア2人、タイ1人）
6月 2人（ ” :インドネシア）